

八尾市中小企業地域経済振興基本条例の逐条解説

(前文)

八尾市は、古くより交通や産業の要衝として栄え、河内木綿やブラシ産業等の地場産業の発展を礎に、多くの中小企業が集まる活気ある産業のまちとして発展してきた。

そして今日、全国でも有数の集積を誇る工業並びに地域に根ざした商業及びサービス業は、雇用やまちのにぎわいを創出し、市民生活の安定及び向上に寄与している。

産業はまちづくりの根幹であり、本市の産業を支える中小企業は地域社会の活力の源泉である。

八尾のまちが住みよいまち、住み続けたいまちとして輝きを増し続けるため、市民、事業者及び市は、中小企業がこのまちで発展し続けるとともに、そこに働く人々が生きがいと働きがいを得ることができるよう、相互理解と信頼のもと、協働する必要がある。

このような考えのもと、市内の中小企業の振興について、その基本的な理念及び方向性を明確にするため、この条例を制定する。

[趣旨]

本条例制定の目的や理念等を明確にするため、冒頭に前文を設け、その内容を示すものである。

本市が、河内木綿やブラシ産業等の地場産業の発展を通して、中小企業のまちとして栄え、市民生活の安定と向上に寄与してきた歴史的な経緯を踏まえるとともに、より住みやすく、住み続けたいまちとして発展していくためにも、中小企業の発展が必要不可欠であるという共通理解のもとで、市民、事業者、市が相互理解と信頼に基づいて協働し、中小企業の振興を図っていくという理念を明示しています。

(目的)

第1条 この条例は、市内の中小企業の振興について基本となる事項を定めることにより、社会経済構造の変革に的確に対応した産業集積を維持し、その発展を促進するとともに、市民、事業者及び市がそれぞれの立場及び役割について相互理解を深めることによって、健全で調和のとれた地域社会の発展に寄与することを目的とする。

【趣旨】

本条は、本条例の目的を明らかにするもので、本市における中小企業振興の基本的な考え方を示すものである。

【解釈】

- 1 「市内の中小企業」とは、八尾市内で事業を行っている中小企業の全てを指している。したがって本店が他市にある支店であっても含むものである。
- 2 「産業集積」とは、工業はじめ商業・サービス業等を含めた集積を意味する。
- 3 「社会経済構造の変革」とは、経済のグローバル化、地球環境問題、消費者の価値観の多様化、少子高齢化の進行等、本市の産業を取り巻く枠組みの大きな変革を意味する。
- 4 「相互理解」とは、まちづくりにおける産業の重要性について共通の認識を持つと共に、それぞれが担う役割につき理解し、尊重し合うことを意味する。
- 5 「健全で調和のとれた地域社会の発展」とは、中小企業の振興と環境との調和が図られ、市民が生きがいのある豊かな生活ができるまちづくりが進むことを意味する。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業者 中小企業者、中小企業団体及び大企業者等をいう。
- (2) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に掲げるものをいう。
- (3) 中小企業団体 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項各号に掲げるもの及び商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）第2条第1項に規定する商店街振興組合並びにこれらに準ずる団体で市長が特に認めるものをいう。
- (4) 大企業者等 前2号に規定するもの以外のものであつて、事業を営むもの又は企業団体、経済団体等をいう。
- (5) 市民 市内に在住、在勤又は在学をする者をいう。

[趣旨]

本条例における、用語の意義を規定したものである。

[解釈]

- 1 「事業者」とは、本条例第2条第2号、第3号及び第4号に規定するものをいう。
- 2 「中小企業者」とは、八尾市内に事務所を有する中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に掲げるものである。なお、本条において「農業」、「林業」及び「漁業」は対象外とする。

(参考)

中小企業基本法第2条第1項各号における中小企業者の範囲は下記のとおりである。資本金、従業員数のいずれかの基準を満たせば中小企業者となる。なお、同法の業種分類は日本標準産業分類より引用している。

業種分類	資本金	従業員数
製造業その他の業種	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下

- 3 「中小企業団体」とは、八尾市内に事務所を有する中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項に規定する中小企業団体及び商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）第2条第1項に規定する商店街振興組合並びにこれらに準ずる団体で市長が特に認めるものをいう。

●中小企業団体の組織に関する法律第3条第1項に規定する中小企業団体とは、八尾市内にある次の団体

- ① 事業協同組合
- ② 事業協同小組合
- ③ 火災共済協同組合
- ④ 信用協同組合

- ⑤ 協同組合連合会
- ⑥ 企業組合
- ⑦ 協業組合
- ⑧ 商工組合
- ⑨ 商工組合連合会

●商店街振興組合法第2条第1項に規定する商店街振興組合とは
商店街振興組合

●「これらに準ずる団体で市長が特に認めるもの」とは、中小企業者等で組織化された団体で法律上規定されないものをいう。

4 「大企業者等」とは、市内に事務所を有する本条例第2条第1号及び第2号に規定するもの以外の事業を営むもの又は企業団体及び、法律上規定された経済団体等を意味する。

5 「市民」とは、市内に在住するもののほか、市外に在住するものであっても、本市内に在勤又は在学をする者を含む。

(基本方針)

第3条 中小企業の振興は、「地域産業の栄えるにぎわいのあるまちづくり」を目標とし、中小企業者の自らの創意工夫と自主的な努力を尊重しつつ、国、大阪府その他の機関（以下「国等」という。）との連携を図り、その協力を得ながら、都市の中で産業が集積するという市の地域特性に適した施策を市民、事業者及び市が一体となって推進することを基本とする。

【趣旨】

中小企業の振興について目標とすることを規定するとともに、市民、事業者、行政が一体となって推進していくことを規定したものの。

【解釈】

- 1 『『地域産業の栄えるにぎわいのあるまちづくり』』とは、本市が中小企業の発展するまちづくりを推進するうえでのめざすべき目標として定めるものである。
- 2 「中小企業者の自らの創意工夫と自主的な努力」とは、中小企業者が企業家としての意識を持ち、現状に満足することなく困難を克服し自らの事業展開を積極的に切り拓こうとする意欲と取組みを意味する。
- 3 「国、大阪府その他の機関」とは、経済産業省、大阪府をはじめ公的研究機関及び商工会議所等を意味する。
- 4 「都市の中で産業が集積するという市の地域特性」とは、大都市近郊において、日本経済の活力の源泉とされる中小企業が集積しており、その多様で活力ある成長・発展が地域社会を活性化し、生活圏の中に働く場を豊富に生み出し、市民生活にゆとりを創り出すとともに幅広い人材の優れた能力を地域の発展に活かすことのできるという特性を意味する。
- 5 「市民、事業者及び市が一体となって」とは、市民、事業者及び市が連携して中小企業の振興に取り組むことを意味する。

(基本的施策)

第4条 中小企業の振興は、市の産業集積と深くかかわっており、市は、その総合的に講ずべき基本的施策を前条の基本方針に基づき、次のとおり定める。

- (1) 産業集積の基盤を強化するための施策
- (2) 中小企業者の技術力、経営力等の高度化を促進するための施策
- (3) 中小企業者又は中小企業団体と他の事業者等との連携を促進するための施策
- (4) 産業に携わる人材を確保し、及び育成するための施策
- (5) 新たな事業活動を促進するための施策
- (6) 産業に関する情報を発信するための施策
- (7) 生活と産業が共存し、高め合うまちづくり推進のための施策

【趣旨】

中小企業振興のためには、都市の中で産業が集積するという地域特性を活かした施策が求められ、それらの総合的に講ずべき基本的な施策を規定したものである。

【解釈】

- 1 「市の産業集積と深く関わっており」とは、本市が大都市近郊において、日本経済の活力の源泉とされる中小企業が集積しており、その多様で活力ある成長・発展が地域社会を活性化し、生活圏の中に働く場を豊富に生み出し、市民生活にゆとりを創り出すとともに幅広い人材の優れた能力を地域の発展に活かすことのできるという特性を維持・発展させていくことにより、中小企業の振興を図ることを基本とすることを意味している。
- 2 「産業集積の基盤を強化するための施策」とは、企業がそれぞれの個性を発揮し、地域の産業集積全体としての機能強化を促進するための基盤としての産業振興・交流拠点の整備をはじめ、市内企業の流出防止及び市外からの流入促進のための施策、住工混在問題や商店街の空き店舗問題等への対応のほか、職業相談、勤労者法律相談などの支援や共済制度の普及など、労働環境の整備・勤労者支援を推進するための施策等、産業集積の維持・発展を図るための施策を意味する。
- 3 「中小企業者の技術力・経営力等の高度化を促進するための施策」とは、企業が自らの技術力や経営力につき、自主的に強化することができるよう、個々の実情や水準を見極め、それぞれに応じた適切な支援を行うための施策を意味する。また、これら高度化の促進にあたっては、環境への配慮等に留意するものとする。
- 4 「中小企業者又は中小企業団体と他の事業者等との連携を促進するための施策」とは、業種や市域の内外に関わらず、中小企業者又は中小企業団体と他の事業者、大学及び公的研究機関等との連携を支援・促進・強化することを通じ、事業活動の範囲拡大、受発注の協力関係構築、経営力・技術力の強化・革新等へつなげるため施策を意味する。
- 5 「産業に携わる人材を確保し、及び育成するための施策」とは、産業に携わる人材の育成および継続的な人材の確保の重要性を鑑み、後継者の育成や、人材の高度化支援、大学や工科高校等との連携による人材確保・育成、小中学生等次代の産業の担い手への啓発・育成等の施策を意味する。
- 6 「新たな事業活動を促進するための施策」とは、自社の経営資源を活かし、今後成長が見込める新産業分野をはじめとした新たな分野への進出支援や、新規創業を促進し、その事業活動等を支援するための施策を意味する

7「産業に関する情報を発信するための施策」とは、市内産業に関する様々な情報を積極的に収集し、戦略的に発信することで、市内事業者の販路開拓、製品の付加価値向上、ひいては本市産業のブランド化につなげるための施策や、市内産業についての市民等の理解の促進を図るための施策を意味する。

8「生活と産業が共存し、高め合うまちづくり推進のための施策」とは、地域商業の活性化及び生活者の多様なニーズへ対応するため地域に密着した特色ある商店街や個店づくりの促進、イベント、調査・研修等に対し支援する施策、地域課題解決のため事業者と市民及び市民活動団体等が協働する取組み等の促進・支援を図る施策、市民と事業者の交流機会を促進し、相互理解を深めるための施策等を意味する。

さらには、消費者利益の保護を図るとともに、市民が安心して商品やサービスを購入することができる条件を整えることによって事業者の生産活動や事業活動が円滑に拡大できるよう、消費生活に関する苦情相談や調査・監視活動を充実する施策等を意味する。

(市の責務)

第5条 市は、市民及び事業者等の理解と協力を得ながら、社会経済情勢の変化に対応した適切な施策を推進し、財政上の措置並びに国等との連携及び協力に努めるものとし、また、必要に応じて国等に対し施策の充実及び改善の要請を行うものとする。

【趣旨】

中小企業振興のための施策を実現していく上における市の責務を規定したものである。

【解釈】

1 「市民及び事業者等の理解と協力」とは、市がまちづくりにおける産業振興の意義について市民や事業者等の理解・協力を促進するとともに、産業振興施策の検討について、市民や事業者等の参画を得ながら検討を行うことを意味する。

2 「社会経済情勢の変化」とは、本条例第1条に規定する「社会経済構造の変化」と要旨は同じもので、本市および中小企業を取り巻く枠組みの大きな変化を意味する。

3 「適切な施策」とは、市域中小企業振興および地域の健全な発展を推進するためのものであり、その時々における社会経済情勢に応じた施策を言う。具体的には、本市の総合計画実施計画に位置付ける施策等を指す。

4 「財政上の措置」とは、施策を実施するための市の予算上の措置を言う。

5 「国等との連携、及び協力」とは、国や大阪府との連携、国や大阪府の実施している中小企業振興施策との連携・活用等のほか、他の中小企業集積自治体、近隣の大学・研究機関、商工会議所等の経済団体その他関係機関との連携による施策の推進を意味する。

6 「国等に対し施策の充実及び改善の要請を行う」とは、全国市長会や大阪府市長会等を通じての国、府への提言・要望等を行うことを意味する。

(中小企業者等の努力)

第6条 中小企業者及び中小企業団体は、事業活動を行うに当たっては、経営基盤の強化、人材の育成及び雇用環境の充実を図り、従業員が生きがいと働きがいを得ることができる職場づくりに自主的な努力を払うものとし、また、地域社会を構成する一員として、地域貢献に積極的に取り組むとともに、環境との調和に十分配慮するものとする。

[趣旨]

本条例第3条の基本方針にある、市の地域特性に適した施策を市民、事業者、関係団体等及び行政が一体となって推進するという規定にもとづき、中小企業者等の自主的な努力について規定したものである。

[解釈]

- 1 「中小企業者及び中小企業団体」とは、本条例第2条第2号及び第3号で定義するものをさす。
- 2 「事業活動」とは、日常の業務を展開することを意味する。
- 3 「経営基盤の強化」とは、事業展開を図る上で、経営資源の確保を行うことであり、具体的には財務、組織、経営の改善、技術やノウハウの向上等を意味する。
- 4 「人材の育成」とは、事業活動を行う上での従業員等の職業能力の向上、後継者の育成等を意味する。
- 5 「雇用環境の充実」とは、従業員の福利厚生の実施や労働環境の適正化、雇用機会の確保等を図ることを意味する。
- 6 「従業員が生きがいと働きがいを得ることができる職場づくり」とは、従業員が自らの仕事に誇りを持ち、仕事を通して企業や地域社会に貢献することを実感できる職場環境の構築を意味する。
- 7 「地域貢献」とは、地域における社会貢献活動、地域活性化に資するイベント等への協力、これらに取り組む経済団体等への協力・加盟等、地域における課題解決や地域との信頼関係構築のための取組みを意味する。
- 8 「環境との調和に十分配慮する」とは、中小企業者等が地域住民との共存を図りつつ事業活動を推進する為、安全で快適な地域環境の維持・増進を図るとともに、地球温暖化問題をはじめとした地球環境全体との調和に十分な配慮を行うべきことを意味する。

(市民の理解と協力)

第7条 市民は、中小企業の振興が市民生活の安定及び向上並びに地域社会の活性化に寄与することを理解し、その健全な発展に協力するよう努めるものとする。

[趣旨]

本条例第3条の基本方針にある、市の地域特性に適した施策を市民、事業者、関係団体等及び行政が一体となって推進するという規定にもとづき、中小企業の振興が地域社会の向上に繋がることを市民が理解し協力していくよう努めることを規定したものである。

[解釈]

- 1 「市民生活の安定及び向上並びに地域社会の活性化に寄与する」とは、中小企業の振興によって産業集積の維持・発展が図られ、その結果、雇用が創出され税収も潤い、様々な面での都市基盤整備の推進や市民の暮らしやすさに繋がっていくことを意味する。

(大企業者等の努力)

第8条 大企業者等は、中小企業と大企業がともに地域社会の発展に欠くことのできない重要な役割を果たすことを認識し、地域経済の振興及び地域貢献に積極的に取り組むとともに、環境との調和に努めるものとする。

【趣旨】

本条例第3条の基本方針にある、市の地域特性に適した施策を市民、事業者、関係団体等及び行政が一体となって推進するという規定にもとづき、大企業者等の努力を規定したものである。

【解釈】

- 1 「大企業者等」とは、本条例第2条第4号で定義するものをさす。
- 2 「ともに地域社会の発展に欠くことのできない重要な役割を果たすこと」とは、本市の産業集積は中小企業と大企業で構成されており、各々の事業活動が共に地域の活性化に大きく貢献していることを意味し、大企業者等がこれを認識し、地域経済の振興に努めるべきであることを示している。
- 3 「地域貢献」とは、地域における社会貢献活動、地域活性化に資するイベント等への協力、これらに取り組む経済団体等への協力・加盟等、地域における課題解決や地域との信頼関係構築のための取組みを意味する。
- 4 「環境との調和に努める」とは、大企業者等が地域社会の一員として、地域住民及び地域の中小企業等との共存を図りつつ、事業活動を推進する為、安全で快適な地域環境の維持・増進を図るとともに、地球温暖化問題をはじめとした地球環境全体との調和に努めるべきことを意味する。

(産業振興会議)

- 第9条 この条例の理念の実現及び第4条に規定する基本的施策の実施について意見を聴くため、八尾市産業振興会議（以下「会議」という。）を設置する。
- 2 会議は、委員20人以内をもって組織する。
 - 3 委員は、学識経験者、市民、事業者その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。
 - 4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 5 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

【趣旨】

本条例の理念および第4条に定められる基本的施策の実現について、第5条1項にある市民等の理解、協力を得ながら施策を推進するにあたり、市民等の意見を参考に施策の検討をおこなうため、学識経験者、事業者、市民等により構成される会議の設置を規定したものである。

【解釈】

1 「八尾市産業振興会議」とは、本市における産業振興施策について検討を行うため、学識経験者、事業者、市民代表及び関係行政機関等により構成される会議体をいう

(委任)

第10条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

【趣旨】

本条例の施行についての規定は、別途規則によって定めることを規定したものである。